

静岡産業大学経営学部スポーツ医科学研究センター運営委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学経営学部スポーツ医科学研究センター規程第8条(運営委員会)第1項の規定に基づき、経営学部(以下「本学部」という。)にスポーツ医科学研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学部スポーツ医科学研究センターの運営に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) スポーツ医科学に関する自主調査研究
- (2) 学外からの調査研究の受託
- (3) 調査研究成果等の発表
- (4) 研究、論集等の刊行物の発行
- (5) スポーツ医科学研究センターの事業計画の策定
- (6) その他スポーツ医科学研究センターの目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) スポーツ医科学研究センター長
- (2) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (3) 学務課長

(任 期)

第5条 前条第2号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、スポーツ医科学研究センター長をもってこれに充てる。ただし、学部長は第4条第1号以外の委員を委員長に選任することができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局学務課において行う。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。